

# 国立国語研究所文書決裁規程

平成21年10月 1日  
国語研規程第33号  
改正 平成25年11月27日  
改正 平成28年 4月 1日  
改正 平成31年 1月 1日  
改正 令和 3年 4月30日  
改正 令和 8年 3月11日

## (趣旨)

第1条 国立国語研究所（以下「研究所」という。）における文書決裁については、人間文化研究機構における文書決裁規程（人間文化研究機構規程第13号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

## (文書の名義)

第2条 文書の名義は、別段の定めがある場合を除き、別表1に掲げる区分のとおりとする。

## (依命通知)

第3条 特別の命によって通知する文書は、命じた者の決裁を受けるものとする。

## (専決)

第4条 別表第2に掲げる事項の決裁については、第2条の規定にかかわらず、同表の専決者欄に掲げる者が専決する。ただし、特別な事情がある場合は、この限りではない。

## (その他)

第5条 この規程の運用に関し疑義があるときは、管理部長が決定する。

### 附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成25年11月27日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成31年1月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、令和3年4月30日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

### 附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表1 (第2条関係)

名 義 者	事 項
所 長	1 法令等に基づき、所長名をもって行うこととされているもの 2 諸規則等の制定、改廃、重要な公示、告示等に関するもの 3 重要な会議、儀式、行事等に関するもの 4 人事に関するものうち重要なもの 5 予算に関するもののうち重要なもの 6 組織、運営、施設の基本方針に関するもの 7 その他所長名を用いることが適当と認められるもの
当該会議等の長	運営会議に関するもの
管 理 部 長	1 法令等に基づき、管理部長名をもって行うこととされているもの 2 所掌事務の連絡調整に関するもの 3 諸調査等の照会、回答等に関するもの（所長名を用いるものは除く。） 4 管理部の所管事項のうち、2課以上にわたるもの 5 その他管理部長名を用いることが適当と認められるもの
課長	主管課の所管事項のうち軽微なもので、他の課に属さないもの

別表第2（第4条関係）

区分	決 裁 事 項	決 裁 者 名 義 者	専 決 者
共 通	1 法令等に基づき所長名で行う主管官庁等への協議、申請、報告等のうち定型的又は軽微なもの	所 長	管理部長
	2 所長名又は管理部長名で行う諸証明のうち定型的又は軽微なもの	所長又は管理部長	課長
	3 所長名又は管理部長名で行う依頼、照会、通知、回答等のうち軽微なもの	所長又は管理部長	課長
	4 研究系・センター職員（副所長、研究主幹及びセンター長を除く。）の休暇の承認、週休日の振替え、代休日の指定その他勤務時間に関するもの	所 長	研究主幹又はセンター長
	5 管理部職員（管理部長を除く。）の休暇の承認、週休日の振替え、代休日の指定その他勤務時間に関するもの （イ）課長 （ロ）前号以外の職員（契約職員及びパートタイム職員を含む。）	所 長	（イ）管理部長 （ロ）課長
	6 職員（副所長、研究主幹及びセンター長、管理部長を除く。）の旅行命令に関するもの	所 長	管理部長
	7 諸謝金の支出決定に関するもの	所 長	管理部長
総 務 課	1 運営会議の開催通知等に関するもの	運営会議議長	管理部長
	2 規則等の制定及び改廃に関して事務的で軽微なもの	所 長	管理部長
	3 儀式又は行事に関するものうち定型的又は軽微なもの	所 長	管理部長
	4 人事記録に関するもの	所 長	総務課長
	5 職員の調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当等の決定に関するもの	所 長	管理部長
	6 契約職員及びパートタイム職員の任免、給与に関するもの	所 長	管理部長
	7 職員の勤務評定（研究教育職員及び管理部長を除く。）及び研修に関するもの	所 長	管理部長
	8 職員の健康診断及び福利厚生に関するもの	所 長	総務課長
	9 共済組合に関するもの	所 長	管理部長
	10 職員の財産形成貯蓄に関するもの（金融機関との契約に関するものを除く。）	所 長	総務課長
	11 職員の社会保険・雇用保険に関するもの	所 長	総務課長
	12 その他所掌のうち定型的又は軽微なもの	所 長	総務課長

財務課	1 会計検査院の実地検査及び書面検査に関するもの	所 長	管理部長
	2 機構及び研究所が行う監査に関するもの	所 長	管理部長
	3 経常的な予算要求に関するもの	所 長	管理部長
	4 予算関係諸調書、照会、回答等に関するもの	所 長	財務課長
	5 収入、支出の決算報告に関するもの	所 長	管理部長
	6 月次決算報告書の提出に関するもの	管理部長	財務課長
	7 契約の実施に関するもの (イ) 500万円以上 (ロ) 100万円以上500万円未満 (ハ) 100万円未満	機 構 長	管理部長 財務課長 契約係長
	8 契約決議書・支出伝票等の決議に関するもの	管理部長	財務課長
	9 固定資産及び少額資産の寄附受入、所属替、貸付、処分等に関する所長名で行うもののうち会計規程等により経理責任者が承認、処理等することになっているもの	所 長	管理部長
	10 固定資産及び少額資産の寄附受入、所属替、貸付、処分等に関するもの及び照会、回答、報告等に関する所長名で行うもののうち定型的又は軽微なもの	所 長	財務課長
	11 宿舍の入退居に関するもの	機 構 長	管理部長
	12 施設・設備に関する調査、届出、報告等に関するもの	機 構 長 (所 長)	管理部長
	13 施設・設備に関する調査、届出、報告等に関するもののうち定型的又は軽微なもの	機 構 長 (所 長)	財務課長
	14 施設・設備等の保守・管理に関するもの	所 長	財務課長
研究推進課	1 共同研究プロジェクトの実施に関するもののうち、定型的又は軽微なもの	所 長	管理部長
	2 外部資金・外部機関の事業等の申請及び報告等に関するもののうち、定型的又は軽微なもの	所 長	管理部長
	3 共同研究（共同研究プロジェクトを除く）、受託研究等の実施に関するもののうち、定型的又は軽微なもの	所 長	管理部長
	4 外来研究員、特別共同利用研究員等、外部からの研究者の受入れ、報告等に関するもののうち、定型的又は軽微なもの	所 長	管理部長
	5 所掌するN I N J A Lプログラムの実施に関するもののうち、定型的又は軽微なもの	所 長	管理部長
	6 知的財産の利用許諾に関するもの	機 構 長	管理部長
	7 その他所掌のうち定型的又は軽微なもの	所 長	研究推進課長